

を整理することを求めるもので、予測の精度が低いことをもって不十分な環境影響評価であるとするためではない。予測の不確実性を客観的に整理する過程において、感度分析、他の予測手法を併用して評価、事後調査を含む環境保全措置の検討等が行われ、より良い環境配慮につながることを期待するものである。なお、仮に定量的な手法が十分に確立していない場合であっても、定量的な予測を安易に回避するのではなく、この予測の不確実性を整理した上で、定量的な予測に努めるような配慮が必要である。

- (3) 事業者による評価の手法の選定に当たっての留意事項を環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。
- ア 環境影響の回避・低減に係る評価
- 建築物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぼすその影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。
- なお、これらの評価は、事業者により実行可能な範囲内で行われるものとする。
- イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討
- 評価を行うに当たって、環境基準、環境基本計画その他の国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該基準等の達成状況、環境基本計画等の目標又は計画の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討されるものとする。
- ウ その他の留意事項
- 評価に当たって事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるように整理されるものとする。

**趣旨**

調査や予測と同様に、この基本的事項第二・一・(6)に示された評価の趣旨を踏まえて事業者が具体的に評価の手法を選定する際に一定の水準を確保するために踏まえるべき内容として、評価の手法や留意事項についての考え方を示し、指針において定めるよう求めるものである。

**解説**

① 「ア 環境影響の回避・低減に係る評価」

本法において評価とは、事業者による環境影響の回避・低減への努力の内容を見解としてまとめ、明らかにすることによる相対的な評価手法が基本であることから、ここでは具体的に、幅広い環境保全対策に係る複数の案を比較検討する手法と、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討する手法を例として示している。このうち、複数の案の比較検討については、立地地点の選定から対策技術、工事方法等までを含む幅広い環境保全対策を対象として示しており、事業の種類、内容、熟度等に加え、環境への影響の重大性等から適切なレベルの複数案を比較検討することが重要である。これらの複数案の比較検討は、従来から事業者の内部作業としては行われているケースが少なくないが、環境影響を回避・低減するための最善の努力が追求されているかどうかという今回の制度における評価の視点を踏まえ、複数案の比較検討のプロセスを評価の中で明らかにすることを評価手法の一つとして示したものである。複数案の比較検討の示し方としては、当初の計画に対し調査及び予測の結果から改善を加えていく過程を明らかにする「時系列に沿って」示す手法と、内容の異なる複数の環境保全対策の長短について「並行的に比較検討」する手法を示している。また、現在の技術水準その他に照らして最善の実用技術をここでは「実行可能なより良い技術」として示しており、導入される技術が環境保全の観点から最善であることを明らかにすることも、事業者による環境影響の回避・低減に係る評価の手法と考えられる（実行可能なより良い技術とは欧米で普及している Best Available Technology の考え方に当たるもの）。いずれにしても、事業者による環境影響の回避・低減がどこまで検討されたかを客観的かつ具体的に明らかにすることが基本であり、この回避・低減の検討の過程でより良い環境配慮が事業計画に反映されることを期待するものである。

なお、「事業者により実行可能な範囲内で行われる」としたのは、これらの評価の対象となる選択肢には、「思いつ

き一のレベルで技術的に十分な研究がなされていない対策、環境影響の重大性や事業全体の経費と比較して過剰な経費を要する対策、現実に機能し得ない対策等は含まれないことを意味するものである。その際、環境影響を十分に低減できない場合に、事業の中止、立地地点の変更、規模の縮小等の変更を行うことを排除するものでないことは当然である。

② 「イ 国又は地方公共団体の環境保全施策との整合性に係る検討」

環境影響の回避・低減に係る評価が基本ではあるが、「国又は地方公共団体の環境保全施策」のうち、環境基準が設定されている場合や環境基本計画・環境管理計画等において具体的な基準や目標が明らかにされている場合には、これらの内容と整合性があるかどうかについても環境影響の回避・低減に係る評価に併せて検討する必要がある。この場合、基準等が達成され、あるいは整合性があればそれで良いのではなく、さらに環境影響の回避・低減に努める必要があることはいうまでもない。

なお、法令により個々の事業者が必ず守らなければならない基準等については、環境影響評価を行うまでもなく当然守るべきものであることから、ここでいう「基準又は目標との整合性の検討」とは異なるものとして扱われる。

③ 「ウ その他の留意事項」

事業者以外の者により行われるであろう環境保全措置等の実施については、事業者の責任が及ぶものではない。このような措置等を見込んだ評価を行うのであれば、少なくとも評価に用いようとする責任の範囲において、これらの措置等の内容を具体的に明らかにすることが必要である。なお、事業者は、安易にこれらの措置等の効果を見込むことは慎むべきであり、事業計画とこれらの措置等の内容・効果・実施時期が良く整合していることや円滑していること、これらの措置等の予算措置等の具体化の目途が立っていること等を客観的資料に基づき明らかにする必要がある。特に、これらの措置等の実効性が不確定であるような場合には、これを見込まないか、より安全側に立った評価を行うことが望まれる。また、従来の自然環境の評価としてよく見られた「周辺に広く分布しており影響は軽微である」等のように、他の地域での保全が担保されることを明らかにせず、その有効性を評価することは適切ではないと考えられる。

(4) 環境影響評価項目等選定指針において、(1)又は(2)に規定するところにより留意事項を示すに当たっては、対象事業の種類ごとの一般的な事業の内容を踏まえつつ、標準項目の特性、標準項目に係る環境要素に及ぼすおそれのある影響の重大性、既に得られている科学的知見等を考慮し、(1)又は(2)に規定する留意事項の趣旨を踏まえ、事業者が地域特性等を勘案するに当たっての基礎となるものとして、調査法、調査地域、調査の期間及び時期、予測法、予測地域、予測の対象となる時期等のそれぞれについて、標準的な調査又は予測の手法（以下「標準手法」という。）を定め、これを留意事項とともに示すことができるものとする。

(5) 標準手法を定める場合には、個別の事業ごとの調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、それぞれの事業ごとに、事業特性及び地域特性に関する情報、法第二章第二節に規定する手続を通じて得られた環境の保全の観点からの情報等により、標準手法に検討を加え、必要に応じ標準手法以外の調査又は予測の手法を選定することができる旨、環境影響評価項目等選定指針において定めるものとする。

趣旨

1 調査、予測及び評価の手法に関しては、これらが基本的に備えるべき内容はそれぞれ示されており、基本的にはこれにより事業者が具体的に選定すれば足りるものである。これは地域特性、影響の重大性等を踏まえて選定された項目に対して、自ずと手法も定まることが多いものと考えられるためである。とはいえ、調査及び予測の手法に関しては、様々な手法が提示されている場合もあり、事業者として判断に迷うことも想定されることから、「標準項目」に対して指針ごとに必要性を判断した上で「標準手法」を設定し、示すことができることとしたものである。

2 この標準手法の性格は、標準項目と同様、あくまでも事業者の手法選定の出发点となる内容であり、事業特性、地域特性、方法書手続により得られた環境の保全の観点からの意見・情報等を用いて、標準手法に検討を加え、事業者自らがメリハリの効いた適切なものとなるように手法を選定することが必要である。

なお、標準手法が示されていない場合については、この基本的事項第二・五・(1)及び(2)の内容に従って、事業特性、地域特性、方法書手続により得られた環境の保全の観点からの情報等を用い事業者自らが適切に選定することになる。

③ 「その理由を明らかにする」

簡略化も重点化もせず標準手法を選定する場合であっても、指針で想定されている事業特性や地域特性等を勘案するなどして、選定の理由や検討経緯を明らかにできるように整理しておくことが望ましい。

第三 環境保全措置指針に関する基本的事項

一 一般的事項

- (1) 対象事業に係る環境保全措置は、法第十二条第一項の規定に基づき、環境保全措置指針の定めるところにより、検討されるものである。
- (2) 環境保全措置は、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響について、事業者により実行可能な範囲内で、当該影響を回避し、又は低減すること及び当該影響に係る各種の環境の保全の観点からの基準又は目標の達成に努めることを目的として検討されるものとする。

趣旨

- 1 判定基準及び環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項と同様に、事業種ごとに主務省令により定められる「環境保全措置指針」が備えるべき一般的な内容を定めるものである。
- 2 調査、予測及び評価を行う過程において、何らかの回避又は低減すべき環境影響がある場合や、環境保全の観点からの基準又は目標の達成のために必要な場合においては、環境保全措置を検討し、適切な環境配慮を事業計画に組み込む必要があることから、これを環境保全措置の検討の目的として示すものである。これは、評価の視点と同じものであるが、調査、予測の結果、十分に環境影響が回避・低減され、環境保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標も達成されているなど環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合には環境保全措置の検討を要しないこともある。

二 環境保全措置の検討に当たつての留意事項

- 環境保全措置の検討に当たつての留意事項を環境保全措置指針において定めるものとする。当該留意事項には、次に掲げる事項が含まれるものとする。
- (1) 環境保全措置の検討に当たつては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）の検討が行われるものとする。
  - (2) 環境保全措置は、事業者により実行可能な範囲内において検討されるよう整理されるものとする。
  - (3) 環境保全措置の検討に当たつては、次に掲げる事項を可能な限り具体的に明らかにできるようにすること。
    - ア 環境保全措置の効果及び必要に応じ不確実性の程度
    - イ 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
    - ウ 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
    - エ 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法
  - (4) 代償措置を講じようとする場合には、環境への影響を回避し、又は低減する措置を講ずることが困難であるかを検討するとともに、損なわれる環境要素と代償措置により創出される環境要素に関し、それぞれの位置、損なわれ又は創出される環境要素の種類及び内容等を検討するものとする。
  - (5) 環境保全措置の検討に当たつては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること。

## 逐条解説 環境影響評価法

平成11年5月31日発行

著 環境庁環境影響評価研究会  
監修 環境庁環境影響評価制度推進室  
発行 株式会社 書よせし  
本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)  
本部 東京都杉並区荻窪4-30-16 (〒167-8088)  
電話 編集 03-5349-6555  
営業 03-5349-6666

◎本書は再生紙を使用しております。

印刷 行政学会印刷所

©1999 Printed in Japan

[ISBN4-324-05650-4

(S105726 00-000)

【略号：逐条環境評価】